

経済産業大臣 梶山 弘志 様

公益社団法人全国学習塾協会
会長 安藤 大作



新型コロナウイルス感染症対策における特別家賃支援給付金に関する要望

国におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて総力を挙げて取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

多くの学習塾において、緊急事態宣言の発令前から対面授業を中止し、休業措置を講じる等の対処を行った結果、これまでに学習塾でクラスターが発生することはなく、現在に至ります。感染の収束に向けて、引き続き気を緩めずに感染拡大防止に努めてまいります。

一方で、顧客を獲得する上で最も重要な時期である3月、4月に自粛することとなった学習塾は、現在その存続を左右するほどの経営的影響を受けている事業者も多く、業況が非常に悪化しています。

そこで、国におかれては様々な支援策を講じていただいている中で、現在議論されている特別家賃支援給付金につきましては、下記の通り要望いたしますので、適切かつ迅速な対応を賜りますよう強くお願い申し上げます。

記

1 特別家賃支援給付金について

法人、個人事業主という単位ではなく、多店舗展開している学習塾も考慮し、以下の通り給付内容を見直すこと。

	現行案	要望案
給付対象と給付率	家賃の3分の2	家賃総額の2割※
給付額の上限	個人事業主 25万円/月 中小企業 50万円/月	上限なし
申請要件	単月で売上が5割減少 または3か月で売上が3割減少	前年同月比で売上が減少
期間	6月から半年間	6月から半年間

※「家賃総額の2割」のほか、要請により休業せざるを得なくなった学習塾に対しては、休業日数分の家賃について、営業日相当分の3分の2を補助することも一案と考える。

以上